



平成24年（行ウ）第32号 補助金交付決定取消請求事件

平成24年（行ウ）第85号 補助金交付差止等請求事件

原 告 長瀬 猛 外2名

被 告 兵庫県及び兵庫県知事

## 準備書面(2)

平成25年5月28日

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

被告兵庫県及び被告兵庫県知事訴訟代理人 弁護士 乗鞍良彦



被告らは、以下のとおり、原告らの平成24年12月3日付け準備書面(2)（以下「原告準備書面(2)」という。）及び平成25年3月29日付け原告準備書面(3)（以下「原告準備書面(3)」という。）に対し反論し、同年4月2日付けの訴えの変更等申立書に対し答弁する。

なお、略語は、従前の例による。

### 第1 原告準備書面(2)に対する反論

1 私立学校振興助成法は、助成を受ける準学校法人にも規制を及ぼすものであること

#### (1) 原告らの主張の大要

原告らは、原告準備書面(2)4頁6行目以下において、私立学校振興助成法16条が、国の経常費補助（経常的な経費についての補助をいう。以下同じ。）または国補助を財源とする都道府県の経常費補助を受ける学校法人に係る会

計基準について定める同法14条を私立学校法64条4項の法人に準用していないことを指摘する。

その趣旨は、私立学校法64条4項の法人、すなわち、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人（以下「準学校法人」という。）に対する地方公共団体の経常費補助金のうち、国補助を財源としないものについては、同会計基準が適用されないことを理由に「厳格な監督規定がない。」（4頁18行目）から、憲法89条後段の「公の支配」に属するものではないとするものようである。

## (2) 被告兵庫県知事及び被告兵庫県の主張

### ア 私立学校振興助成法16条において準用する同法12条各号について

上記の原告所論は、準学校法人たる朝鮮学園に対して、所轄庁である兵庫県知事が、学校教育法、私立学校法等教育関係法規による法律上の規制を及ぼし得るほか、私立学校振興助成法16条において準学校法人に準用される同法12条各号により、業務会計状況に関する報告徴収、質問、帳簿書類等に関する検査（1号）、収容定員に関する是正命令（2号）、準学校法人の予算が助成目的に照らし不適当であると認める場合の同予算変更勧告（3号）、役員解職勧告（4号）の権限を有していること（32号事件被告兵庫県答弁書・12頁13行目以下及び85号事件被告兵庫県知事準備書面(1)・7頁6行目以下）を看過するものであり、失当である。

すなわち、これらによる監督によって、憲法89条後段にいう「公の支配」の要件は十分に満たされているというべきである。

### イ 準学校法人の会計基準について

また、原告は、学校法人の会計基準等について定める私立学校振興助成法14条のような規定が振興費補助金交付要綱等に存在しないことを問題視するようであるが、いかなる会計基準を用いるかの点と、補助金を支出することに関して所轄庁が適切な監督を行いうるかは別論である。

確かに、私立学校振興助成法14条は、国の経常費補助または国補助を財源とする都道府県の経常費補助を受ける学校法人につき、文部科学大臣の定める会計基準によることを義務付ける一方で、都道府県単独財源による補助金を受ける準学校法人に対しては、このような義務を課してはいない。しかし、同法は、上記アのとおり、準学校法人に対し、同法第12条各号の規制を及ぼしているのであり、これらによって所轄庁は十分に適切な監督を行い得るというべきである。

#### ウ 振興費補助金交付要綱の規定について

振興費補助については、振興費補助金交付要綱等によっている（乙1号証の1及び乙1号証の2）。

平成23年度兵庫県企画県民部補助金交付要綱では、会計に関し、補助事業に係る帳簿の備付け、証拠書類の整理と補助事業完了年度の翌年度から5年間の保存（18条）、一定期間内の財産の処分制限、処分制限対象財産に係る台帳整備（19条）を求めている。

また、同交付要綱は、所定の様式による振興費補助の交付申請（3条）とこれに対する知事の交付決定（4条）、補助事業を変更、中止又は廃止しようとする場合の事前の承認申請（7条1項）とこれらに対する知事の承認（7条2項）、補助事業の遂行状況報告（9条）及び実績報告（11条）とこれを踏まえた知事の是正命令（12条）、要綱の規定に違反した場合等の交付決定取消し（15条）、補助金返還命令（16条）につき定め、補助金の適正な執行を確保している。

#### (3) その他

原告らは、「各種学校に対する経費助成については私学振興助成法の適用がない」（原告準備書面(2)・6頁14行目以降）とするが、私立振興学校助成法16条において準用される同法12条各号による規制があることは上記第1の1(2)のとおりである。

原告らは、「本件助成金（平成23年度外国人学校振興費補助金）が経常経費補助であり、私立学校振興助成法に基づくものではない」（原告準備書面(2)・8頁6行目以降）とするが、振興費補助は私立学校振興助成法16条において準用される同法10条をも根拠とするものであることは明らかである（85号事件被告兵庫県知事準備書面(1)・3頁9行目以降）。

## 2 振興費補助に係る交付額の決定について

### (1) 振興費補助の交付額決定等について

同交付要綱は、2条において「県は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業・・・に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等・・・の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。」と定める（乙1号証の1）。

これを受け、振興費補助に係る同補助要綱別表は、「補助事業の対象となる経費」として、「1 専任教職員人件費」、「2 教育研究経費及び管理経費 消耗品、光熱水費、旅費交通費、修繕費、通信運搬費、製本印刷費、賃借料、経理指導費、福利厚生費」、「3 校地、校舎取得に係る借入金利息」、「4 設備関係支出 教育研究用機器備品支出及び図書支出」、「5 その他、知事が必要と認める経費」を列挙している。

また、外国人学校を設置する学校法人に対し、振興費補助金の交付申請書提出前に「補助対象経費・対象外経費一覧表」（乙13号証4枚目）を示し、他市町等からの補助金の対象となった経費は、振興費補助の対象外経費であることを明らかにしている。

そして、平成23年度外国人学校振興費補助金交付事務取扱要領（乙1号証の2）において、補助金額は同交付要綱2条の事業等に要する経費の原則2分の1以内（同事務取扱要領3条2項）とし、補助金額の上限を設定している。

なお、平成23年度の朝鮮学園の補助対象経費は総額4億5721万85

80円であるところ、同年度の振興費補助金の額は1億3211万2000円であり、同交付要綱2条の事業等に要する経費の2分の1以下を下回っている（乙6号証）。

被告兵庫県は、補助金を交付した学校法人等に対して、定期的に実地調査を実施しており、兵庫朝鮮学園については、平成23年10月に同調査を実施している。実地調査では、決算書、支出伝票、現金出納簿等と、補助金の実績報告書等を突合すること等により、会計処理の状況等を検査し、補助事業が適正に実施されていることを確認している（甲2号証の第4の1(4)イ）。

### 3 原告準備書面(2)の「第5 求釈明の申立て」について

#### (1) 「1」について

被告兵庫県が兵庫朝鮮学園に対し、平成23年度外国人学校振興費補助金として交付した金額は、1億3211万2000円であり（乙5号証），その明細は乙6号証のとおりである。

#### (2) 「2」について

原告らの言うところの「執行統制」の意味は必ずしも明らかではないが、被告兵庫県は、補助金交付の適正化の観点から、上記第1の2のとおり、私立学校振興助成法16条において準用する同法12条1号に基づく報告徴収及び質問検査ないし、振興費補助金交付要綱等による実績確認として、会計処理状況を実地調査し、補助金が補助対象となる事業に支出されていることを確認している。

#### (3) 「3」について

原告らのいうところの「二重給付」や「執行統制」の意味も明らかでないが、補助金の執行等に関する状況は概ね下記のとおりである。

##### ア 補助対象経費について

上記第1の2(1)のとおりである。

##### イ 神戸市との二重給付はないことについて

神戸市外国人学校助成金交付要綱3条は、「助成の対象となる経費は、学校の施設整備、整備充実、教職員の研修事業、教材購入及び交流事業など外国人学校における学校教育の目的を達成するために必要となる経費とする。」と定めている（乙14号証）ところ、これらは、兵庫朝鮮学園が被告兵庫県知事宛に提出した平成24年4月10日付けの補助事業実績報告書に添付された「（様式第2）補助事業実績報告書内訳」（乙6号証2枚目以下）の「3 支出の部」の「教育管理経費支出」及び「設備関係支出」のうちの「対象外経費」の一部をなすものである。そして、平成23年度の神戸市からの助成金は1429万3000円（乙15号証）であるところ、同金額は、上記「3 支出の部」の「教育管理経費支出」の「対象外経費」（3034万円）と「設備関係支出」の「対象外経費」（68万8000円）の合計3102万8000円を下回るから、兵庫朝鮮学園に対して、被告兵庫県と神戸市とが二重に補助金を交付しているということにはなっていない。

## 第2 原告準備書面(3)に対する反論

### 1 本件補助金の交付が地方自治法232条の2に違反するものではないこと

#### (1) 原告の主張大要

原告は、原告準備書面(3)の「第1 北朝鮮と朝鮮総連の関係」において、公安調査庁の「回顧と展望」や朝鮮総連のホームページ、朴斗鎮著「朝鮮総連その虚像と実像」などの記載内容を摘示し、朝鮮総連の基本的な性格を「朝鮮総連の活動方針は、北朝鮮の政治方針と完全に一体化し……人事においても北朝鮮の指示に基づいて総連議長が決定されるなど北朝鮮・朝鮮労働党の完全な支配下にある」（第1の5(1)）とし、「北朝鮮の国家思想原理となっている主体（チュチエ）思想を信奉し、自らの政治思想の中心において活動し、活動家に対する思想教育を熱心に行っている。」（第1の5(2)）「専

ら、北朝鮮の国益やその所属構成員である在日朝鮮人の私的利害を擁護するために我が国において活動を行っている政治勢力である。」（第1の5(3)）としている。

また、同準備書面「第2 朝鮮学校における教育内容について」において、朝鮮高級学校の現代史教科書「現代朝鮮歴史」の翻訳本、朴斗鎮著「朝鮮総連その虚像と実像」などの記載内容を摘示し、「朝鮮学校教科書の内容は虚偽が多い。たとえば朝鮮戦争は南北どちらの側が起こしたか、についてはおびただしい証拠や文献によっていまでは北の主導による南進であったことが国際的常識になっている。にもかかわらず、朝鮮高校教科書は、アメリカと韓国による北朝鮮への侵略戦争だと教えている。虚偽はこれだけでなく、ソ連軍の手で植民地朝鮮の解放が行われ、北朝鮮地域でソ連の軍政が行われたことも隠されている。1960年代の帰国事業についても正反対のことを教えている。いうまでもなく、教育の目的は真実を求めることがあり、愛と助け合いで平和に生きるための人材を育てることである。虚偽を教え込むことは、ある種の犯罪である。」などの「現代朝鮮歴史」を翻訳した萩原遼氏の巻頭言を摘示している。

そして、同準備書面「第3 朝鮮総連による不当な支配」において、政府（安倍内閣総理大臣）の平成25年2月7日の答弁書で「朝鮮総連は、組織運営全般にわたって北朝鮮の強い影響下にあるところ、全ての朝鮮人学校と密接な関係にあり、その教育を重要視し、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしているものと認識している。」との回答内容などを摘示し、「第4 教育基本法16条1項違反について」において、「朝鮮学校における教育には、教育基本法が求めている教育の独立も教育の自由もない。北朝鮮と一体化した朝鮮総連という政治勢力による「不当な支配」があることは明らかであり、教育基本法16条1項違反がある。」としている。

そのうえで、同準備書面「第5 本件各補助金の違法と違憲性」の1で、

「法令違反の教育には公共性はなく、補助金を交付する公益上の必要性を認めることはできない。本件補助金が地方自治法232条の2に違反することは明らかである。」と主張する。

## (2) 被告らの主張

平成24年6月19日付け答弁書第4の2で述べたとおり、朝鮮学園の寄付行為3条は、「在日同胞子女に対する民族教育を行い，在日同胞社会、日本をはじめとする国際社会に活躍しうる人材を育成することを目的とする。」と定めている（乙3号証）が、実際にも、本件学校について、日本の幼小中高校と同学齢の児童生徒が学び（乙16号証ないし21号証），国公立私立大学等において卒業生を「個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認め」（学校教育法施行規則150条7号）ていること、全国高等学校総合体育大会（インターハイ）等のスポーツや文化面においても高校等と同様に活動していること（乙16号証ないし21号証）等から、被告兵庫県は、兵庫朝鮮学園を、基本的に小中高校等に準じた教育施設として、他の外国人学校と同様の取扱をしているものであり、本件補助金の交付は、地方自治法232条の2にいう「公益上の必要がある場合」に当たるものといい得る。

なお、札幌市民が、札幌市長に、学校法人北海道朝鮮学園に対し、180万円の返還を請求することを求めた住民訴訟についての平成25年3月29日札幌地方裁判所判決（乙22号証）は、「原告らは、本件学校における歴史教育においては、反日感情を醸成する内容が含まれており、歴史教科書の内容も明らかに事実に反するものがあり、また、北朝鮮拉致問題対処法の趣旨も考慮すれば、本件学校の教育事業への補助に公益上の必要性が認められない旨主張する。しかしながら、原告らが主張するように、本件学校の歴史教科書に我が国の歴史認識と異なる記載があり、これが反日意識を醸成し得るものであるとしても、他方で、……本件学校の設置の目的は、本件学校

に入学する在日朝鮮人子女に対し、初等、中等の普通教育を施し、朝鮮人として必要な教養を涵養し、併せて朝・日両国民の親善に寄与し得る人材を育成することにあり、本件学校の運営の実態がその目的に沿わないことを伺わせるような主張も立証もない（原告らが指摘するような歴史教科書の記載や朝鮮総聯との関連の疑いといった程度の指摘をもって、本件学校の運営の実態がその目的に沿わないものであると認めることはできない）。実際、本件学校の生徒が、我が国の学生と文化活動や部活動を通じて交流したり、日本人教師による授業が行われたりしていることは、同様のとおりである。したがって、本件学校において、反日意識を醸成するような教育事業のみを行っているとするることはできないことはもちろんであり、歴史教育の点の一部のみを捉えて、本件学校の教育事業全体が公益に沿わないものであるなどと断じることは到底できない。」と判示しているが、この判示はそのまま本件にもあてはまるというべきである。

## 2 憲法89条後段に違反するものではないこと

### (1) 原告の主張大要

原告は、原告準備書面(3)第5の2において、東京高裁平成24年3月14日判決を引用した上で、「公の利益に合致しない教育事業やその他の用途に公の財産が支出・利用され、これが濫費される可能性がある」場合かどうかを確認するには、東京高裁判決がいうように、必ずしも公権力がその教育内容の全てについて支配が及んでいる必要はない」とするものの、「少なくとも、その教育内容を確認する方途が確保されていなければならぬ」と主張し、被告兵庫県は、朝鮮学校高級課程における教科書を確認していないと推認される、とか、日本政府を敵視している朝鮮労働党の党員のメンバーだった者は、学校教育法9条によって朝鮮学園の教員になれないはずであるが、朝鮮学園の教員の中にこのような欠格者がいるかどうかを確認する術がない、とか、朝鮮学校における財務内容について、公正な専門家による監査がなさ

れておらず、財務内容の健全性を客観的に確認することができない、等と指摘し、かかる事態を自治体が放置してきたこと自体が、朝鮮学校における教育事業が「公の支配」に属するものではないことを証明していると主張する。

## (2) 被告の反論

平成24年6月19日付け答弁書第4の5(2)で主張したとおり、朝鮮学園及び本件学校は、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法等教育関係法規による法律上の規制を受けており公の支配に属している。

また、第1の1(2)ウで述べたとおり、平成23年度兵庫県企画県民部補助金交付要綱では、会計に関し、補助事業に係る帳簿の備付け、証拠書類の整理と補助事業完了年度の翌年度から5年間の保存（18条）、一定期間内の財産の処分制限、処分制限対象財産に係る台帳整備（19条）を求めている。

また、同交付要綱は、振興費補助の交付申請（3条）とこれに対する知事の交付決定（4条）、補助事業を変更、中止又は廃止しようとする場合の事前の承認申請（7条1項）とこれらに対する知事の承認（7条2項）、補助事業の遂行状況報告（9条）及び実績報告（11条）とこれを踏まえた知事の是正命令（12条）、要綱の規定に違反した場合等の交付決定取消し（15条）、補助金返還命令（16条）につき定め、本件補助金が、公の利益に沿わない事業により濫費されることを防止するための具体的な措置を講じているということができる。

この点に関し、平成25年2月15日福岡地方裁判所判決（乙23号証）は、「憲法89条後段の趣旨は、「第7章 財政」に規定されていることからも、慈善、教育又は博愛の事業については、公的な財政援助を与える意義、現実的な必要性がある反面、その目的の公共性の故に公費が濫用されるおそれがあり、これを防止する必要があることから、この両者の調和を図って設けられたものと解するのが相当であり、同条後段の解釈は、原告らも主張するように、「公費濫用防止」の観点から行うのが相当であると解される。そ

うすると、私立学校の教育事業が「公の支配」に属するか否かは、公の財産が濫費されることを防止できるような公的規制のシステムが構築されているか否かという観点から判断すれば足り、その教育内容等に介入してこれを是正できる途が確保されているか否かという観点までは必要ではないと解される。」「本件朝鮮学園及び同学園が設置する学校が行う教育事業は、学校教育法、私立学校法、私立振興助成法上の各種の規制を受けているというべきであって、同事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止できるものと認められるのだから、憲法89条後段にいう「公の支配」に属すると解される。」と判示しているが、当を得た判示だというべきである。

### 3 その他

(1) 原告は、原告準備書面(3)第1の4において、朝鮮総連及びその関連団体が管理・運営する朝鮮会館の固定資産税等を免除したことが違法であるとした裁判例を掲示しているが、これらの裁判例は、固定資産税は、公益上その他の事由（広く住民一般の利益を増進する場合）により市長が免除することができるところ、これらの施設が朝鮮総連とは無関係の地域住民にとって現実に利用できる形態で管理運営されていたとも考え難いことから、免除が違法であるとしているものである。

この点、松本市の住民が、学校法人Aが所有する土地建物について、その一部（朝鮮総連長野本部使用部分）に対してされた免除措置が違法であると主張してその免除措置の取消しを求めるとともに、本件土地建物（Aが設置するB学校使用部分も含む）の固定資産税及び都市計画税の賦課徴収を怠る事実の違法確認、また、市による学校法人Aに対する学校校舎等建設費補助金及び学校運営費補助金の交付が違法であるとして、Aに対する損害賠償などを求めた住民訴訟で、平成20年2月22日長野地方裁判所判決（判例タイムズ1284号189頁。乙24号証）は、次のように判示し、Aが設置

するB学校法人使用部分への固定資産税の非課税措置及び市がAに対してした補助金交付を是認している。

ア 本件免除措置の取消し請求について

市税条例65条1項2号の「公益のために直接専用する固定資産」とは不特定多数の者による使用に専ら供されている施設をいうと解されるが、市の調査の結果判明した本件校舎の使用状況によれば、本件減免対象不動産は朝鮮総連の活動を始めとして在日朝鮮人のための施設として使用されており、本件校舎内の施設が広く一般住民に開放されその使用に供されている状況はうかがわれないから、本件免除措置の対象となった固定資産が「公益のために直接専用する固定資産」に該当するとはいえない。

イ 本件土地建物について固定資産税及び都市計画税の賦課徴収を怠る事実の違法確認請求について

本件免除措置及び平成19年1月29日付けの免除措置の対象となった固定資産（本件校舎の一部）に対する固定資産税については、免除措置によって固定資産税が免除されたものであり、その賦課徴収を怠ったものではない。

その余の固定資産については、いずれもB学校により直接教育の用に供されていると認められ、固定資産税及び都市計画税を課することができない（地方税法348条2項9号、702条の2第2項）から、その賦課徴収を怠ったものではない。

ウ 本件建設費補助金及び本件運営費補助金の支出が違法であるとして損害賠償請求をするよう求める請求について

Aは学校法人であるから市はAに対して補助金を交付することができる（私立学校法59条、私立学校振興助成法10条）。そして、B学校は、市の私立学校校舎等建設事業補助金交付要綱、私立幼稚園建設補助金交付要綱、私立高等学校運営費補助金交付要綱及び私立幼稚園運営補助金交付

要綱の対象となる学校や幼稚園ではないが、これらの要綱を準用することも不合理ではなく、本件運営費補助金や本件建設費補助金は、市の補助金交付規則や上記各要綱に規定された手続に従って交付されたものであるから、上記各補助金の支出は違法ではない。

交付された補助金が、補助金交付の対象とされた事業以外の用途に使用された場合や、その事業運営が不適当な場合などには当該補助金等の全部又は一部の取消、返還を命ずることができるとされているが、運営費補助金については、本件校舎の一部が朝鮮総連の使用に供されており直接教育の用に供されていなくとも、A学校において、私立学校における奨学と振興、幼児教育の振興を図るといった上記補助金交付の趣旨に沿わないような不適切な教育がされているとはいえないし、補助金の返還を命ずるほどにその事業運営が不適当であるともいえない。

なお、同判決は、A学校法人について、私立学校法25条、35条ないし49条、61条、62条、学校教育法3条、4条、8条、9条、私立学校振興助成法12条等の適用があることから、A学校法人は、憲法89条にいう「公の支配」に属するといえる、としている。

そして、この1審判決は、控訴審においてもほぼ同様の理由によって維持され（平成20年11月26日東京高等裁判所判決。乙25号証），さらにこれに対する上告も棄却された（平成21年4月2日最高裁判所第一小法廷決定。乙26号証）。

(2) その他、85号事件の被告兵庫県知事は、32号事件における被告兵庫県の主張を援用する。

### 第3 平成25年4月2日付けの訴えの変更等申立書について

#### 1 変更後の請求の趣旨に対する答弁

(1) 原告の請求をいずれも棄却する。

(2) 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

## 2 変更後の請求の原因に対する認否

(1) 同訴え変更申立書の「第2 変更後の請求の趣旨第1項にかかる請求の原因」1項について

85号事件に関する被告兵庫県知事の平成24年11月26日付け答弁書  
第3の1(1)ないし(3)を援用する。

(2) 同2項について

第1文は認め、第2文は争う。

(3) 同3項について

全て争う。

(4) 同4項について

概ね認める。

## 3 本案についての被告の主張

平成24年度の外国人学校に対する振興費補助については、私立学校法64条5項において準用する同法59条、私立学校振興助成法16条において準用する同法10条及び地自法第232条の2に基づくものであるが、平成24年度兵庫県企画県民部補助金交付要綱（乙27号証の1）及び平成24年度外国人学校振興費補助金交付事務取扱要領（乙27号証の2）に補助対象者、補助要件、交付手続等が規定されている。

朝鮮学園に対する平成24年度の振興費補助については、平成24年12月3日に交付申請があり（乙28号証）、同年12月14日に交付決定し（乙29号証）、同年12月27日に1億2685万5000円を支出（概算払）し、平成25年4月10日に実績報告があり（乙30号証）、同年5月9日に同額にて補助金額の確定を行った。

これに関しては、朝鮮学園に対する平成23年度の振興費補助と同様の取扱

をしたものであるから、被告らは、32号事件及び85号事件の主張を全て援用するものである。

以上